10 年保存

基発第 1127006 号 平成 20 年 11 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公 印 省 略)

インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保 のための出入国管理機関との相互通報制度について

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(以下「協定」という。)に基づき受け入れられたインドネシア人看護師、インドネシア人介護福祉士、インドネシア人看護師候補者及びインドネシア人介護福祉士候補者(以下「インドネシア人看護師等」という。)に対する労働基準関係法令の適用及び労働条件の確保については、平成20年9月8日基発第0908001号「「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」に基づき受け入れるインドネシア人看護師等の労働条件等の確保について」により指示したところである。

今般、下記のとおり、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供し、所要の措置を講ずることにより、インドネシア人看護師等の法定労働条件の履行確保を図ることを内容とする相互通報制度を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、法務省入国管理局と協議済みであることを申し添える。

記

1 通報事案

(1) 労働基準監督機関から出入国管理機関への通報事案

労働基準監督機関において協定に基づきインドネシア人看護師等を受け 入れる事業場(以下「インドネシア人看護師等受入れ事業場」という。)に 対して監督指導等を実施した結果、インドネシア人看護師等に係る労働基 準関係法令違反が認められた事案とすること。

(2) 出入国管理機関から労働基準監督機関への通報事案

出入国管理機関においてインドネシア人看護師等受入れ事業場を調査した結果、インドネシア人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案とすること。

2 通報の方法

上記1の(1)については、都道府県労働局長が管下の労働基準監督署長からの通報事案を取りまとめ、通報事案に係る事業場を管轄する別添の地方入国管理局(支局)長あて通報すること。

なお、上記1の(2)については、地方入国管理局(支局)長から、通報 事案に係る事業場を管轄する都道府県労働局長あて通報されることとなって いること。

3 通報の時期

上記1の(1)の通報事案に該当する事案を確認した場合には、速やかに 通報すること。

4 通報事案の処理

- (1) 出入国管理機関からの通報に係る事業場については、原則としてその全 てに対して監督指導等を実施し、所要の措置を講ずるとともに、その結果 を上記2の方法により回報すること。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関に対する通報に係る事業場については、同機関において調査等が行われ、不正行為認定等の措置を講じた結果について回報されることとなっていること。

5 実施の時期

本通達に基づく相互通報制度は、平成20年11月27日から実施すること。

労働局	通報先入国管理局				
北海道	札幌入国管理局	審査部門	〒 060-0042	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-261-7502
青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	仙台入国管理局	審查部門	〒 983−0842	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎	022-256-6076
<u>茨</u> 栃群埼千東新山長 城木馬玉葉京潟梨野	東京入国管理局	研修・短期 審査部門	〒 108−8255	東京都港区港南5-5-30	03-5796-7111
神奈川	 東京入国管理局 横浜支局	留学・研修 審査部門	〒 231-0023	神奈川県横浜市中区山下町37-9 横浜地方合同庁舎	045-661-5118
富山 石川 福井 岐 静 岡 野 町 五 二	名古屋入国管理局	留学・研修 審査部門	구 455-8601	愛知県名古屋市港区正保町5-18	052-559-2150
三重 三賀 京都 大阪 奈良 和歌山	大阪入国管理局	留学・研修 審査部門	〒 540-0012	大阪府大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	06-6941-0771
兵庫	大阪入国管理局 神戸支局	審査部門	〒 650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通り29 神戸地方合同庁舎	078-391-6378
鳥取 島根 岡山 広島 山口	広島入国管理局	入国・在留 審査部門	〒 730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-4412
徳島 香川 愛媛 高知	高松入国管理局	審査部門	デ 760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5851
四届佐長熊大宮鹿 畑留質崎本分崎児 島	福岡入国管理局	入国・在留 審査部門	〒 812-0003	福岡県福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナル ビル内	. 092-626-5200
沖縄	福岡入国管理局 那覇支局	審査部門	〒 900-0022	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	098-832-4185